

5 参画と協働

<p>○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 改正 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号</p>	<p>○阪南市自治基本条例 平成 21 年 6 月 5 日 条例第 21 号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日条 例第 12 号</p>
<p>第 6 章 参加及び協働 (計画の策定過程等) 第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。(市民会議等の設置及び運営) 第 30 条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p>	<p>第 4 章 参画・協働 第 1 節 参画・協働 (参画・協働) 第 21 条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができる。 2 市の執行機関は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。(参画の保障) 第 22 条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。 2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。</p>	<p>第 7 章 市民参画及び協働 (計画策定等における市民参画) 第 17 条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。 (1) 基本構想(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項に規定する総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第 26 条において同じ。)及びこれの実現のための基本計画の策定 (2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃 2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。 (1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。 (2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。 (3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。 (4) 緊急に実施しなければならないとき。</p>	<p>第 3 章 市民参画と協働の仕組み 第 1 節 市政への市民参画 (市政への市民参画における市長等の責務) 第 12 条 市長等は、市民の市政への参画の機会を保障する。 2 市長等は、市民の意見を的確に受け止めることができるよう市民参画に関して職員の意識を高めるものとする。(市民参画の手法) 第 13 条 市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用いるものとする。 2 市長等は、別に定めるところにより、市民から具体的な政策等の提案があったときは、当該政策等について検討し、その結果及び理由を原則として公表するものとする。</p>	<p>第 4 章 参加と協働 (参加の権利) 第 11 条 市民等は、市政に参加する権利を有しています。 (子どもの意見表明の機会の保障) 第 12 条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。 (参加の機会の保障) 第 13 条 市及び議会は、市民等の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。 2 市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。 第 6 章 行政運営の原則 (審議会等) 第 28 条 市は、審議会等(附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。)の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。 2 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。</p>	<p>(委員の市民公募等) 第 6 条 市が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等(以下「審議会等」という。)の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、これらの審議が市民生活に密接に関連し、市民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く市民に対して公募を行うものとする。 (会議の公開) 第 7 条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令及び他の条例により非公開とされたもののほか、審議事項が個人情報に関する事項等で審議会等の会議で非公開と決定した場合は、この限りでない。 2 市は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。</p>

	<p>第2節 参画の形態 (参画の形態)</p> <p>第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとしします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p> <p>(計画策定等への参画)</p> <p>第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとしします。</p> <p>(事業実施における参画)</p> <p>第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとしします。</p> <p>2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとしします。</p> <p>(評価への参画)</p>	<p>(市民参画の手続)</p> <p>第18条 前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 附属機関等への委員公募</p> <p>(2) パブリックコメント</p> <p>(3) 公聴会の開催</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの</p> <p>2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。</p>			
--	---	---	--	--	--

<p>第5章 市政運営 (パブリックコメント)</p> <p>第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。</p>	<p>第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。</p> <p>2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。</p> <p>第3節 参画への支援 (参画への支援)</p> <p>第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。</p>	<p>(市民参画の推進)</p> <p>第19条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。</p>	<p>(条例に基づく市民参画の推進)</p> <p>第15条 市民参画の手法、手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(提案制度)</p> <p>第14条 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。</p> <p>2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>(市民参加条例)</p> <p>第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。</p>	<p>(市民意見提出制度)</p> <p>第10条 市は、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保し、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民意見提出制度(パブリック・コメント制度)を実施する。</p>
---	--	---	---	--	---

<p>(住民投票)</p> <p>第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。</p>	<p>第 5 章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第 28 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとしします。</p> <p>(住民投票の発議・請求)</p> <p>第 29 条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p>	<p>第 9 章 住民投票</p> <p>第 25 条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。</p> <p>2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。</p> <p>3 前 2 項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。</p> <p>4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 14 条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の発議要件、請求手續、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手續その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(市民投票)</p> <p>第 17 条 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。</p> <p>2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。</p> <p>3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。</p>	<p>(市民投票)</p> <p>第 8 条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の総意を把握するため、市議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票の方法、成立要件及び結果の取扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(市民投票の請求及び発議)</p> <p>第 9 条 市議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票を請求することができる。</p> <p>2 市議会の議員は、市政の重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て市民投票を発議することができる。</p> <p>3 市長は、市政の重要事項について、自ら市民投票を発議することができる。</p> <p>4 第 1 項の規定による市民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 2 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。</p>
--	--	---	--	---	--

<p>(協働のまちづくり)</p> <p>第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。</p> <p>(コミュニティ活動)</p> <p>第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。</p>			<p>第2節 協働のまちづくり</p> <p>(協働のまちづくりにおける市長等の責務)</p> <p>第16条 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。</p> <p>3 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。</p> <p>(協働のまちづくりの拠点)</p> <p>第19条 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。</p> <p>(条例に基づく協働のまちづくりの推進)</p> <p>第20条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(協働によるまちづくり)</p> <p>第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。</p> <p>3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければならない。</p>	
--	--	--	--	--	--

		<p>(市民活動団体)</p> <p>第16条 市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体(以下この条において「市民活動団体」という。)を自主的に組織することができる。</p> <p>2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第17条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(以下「協働のまちづくり推進組織」という。)を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。</p> <p>2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。</p> <p>(協働のまちづくり推進組織)</p> <p>第18条 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めるものとする。</p> <p>2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。</p> <p>3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。</p>		
--	--	---	---	--	--

<p>(学校と地域との連携協力)</p> <p>第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。</p> <p>(出資団体及び他の官公庁との連携等)</p> <p>第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。</p>	<p>第6章 自治推進委員会の設置等 (自治推進委員会の設置)</p> <p>第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>				
---	---	--	--	--	--

